

1年生保護者各位

**※合唱コンクールの日に給食がありましたので、2月の給食費を1食分増やしました。今までの個人的な増食や欠食についても調整してあります。**

大口町立大口中学校  
校長 大前 健二  
1年主任 水野 沙織

令和6年度 学校納付金について（1年生）

大口町内の小中学校では、給食費・教材費等の学校納付金は保護者（又は生徒）名義の口座から必要な金額を引き落とし、学校の口座へ振り替えることにより集金する方法（口座振替制度）で行っています。

つきましては、本年度の集金を下記のとおり計画しましたのでお知らせいたします。

記

1. 口座振替の趣旨

- \* 集金日に生徒が多額の現金を持ち運ぶことによる危険を避ける。
- \* 集金事務の簡素化及び合理化を図る。

2. 口座振替の方法

保護者（又は生徒）の口座（通帳）から学校納付金を引き落とし、学校の口座へ振り替えることにより集金します。前日までに残額をご確認ください。

3. 取扱金融機関

愛知北農業共同組合（JA愛知北）の本・支店  
（特にお申し出がない限り、小学校で使用した口座を引き続き使用します）

4. 学校納付金の項目

(1) 給食費

年 額 155 円 × 187 食 = 28,985 円

(2) 教材費等・・・補助教材、実習費等に要する費用

年 額 23,410 円

(3) 修学旅行積立金・・・3年時の修学旅行に要する費用の積立金

1年生では積立を行いません。詳細は裏面下部をご確認ください。

(4) 自然教室積立金・・・2年時の自然教室に要する費用の積立金

1年生で積み立てる額 18,000円

(5) 生徒会費・・・生徒会活動に要する費用で、生徒会規約の定めによる

年 額 50 円 × 12 月 = 600 円

(6) P T A会費・・・P T A活動に要する費用で、P T A規約の定めによる

年 額 230 円 × 12 月 = 2,760 円 （1世帯につき）

(7) 振替手数料・・・振替1件につき 11 円

5. 口座振替後について

振り替えができなかった場合は、その月分のみ現金集金となります。生徒を通じて集金袋をお渡しいたします。現金もしくは振り込みにて納入してください。

現金の場合は、紛失等を防ぐために、原則、保護者の方が学校に持参し納入ください。

## 【1年生 年間集金計画】

集金日 (振替日)	集金(振替)金額の内訳							合 計	
	給食費	教材費等	修学旅行	自然教室	生徒会費	PTA会費	手数料	長 子	長子以外
5月13日	5,115	3,205	※旅行会社の集金代行サービス を利用します。下の修学旅行積立金について をご参照ください。		300	1,380	11	10,011	8,631
6月10日	2,945	5,055					11	8,011	8,011
7月5日	2,945	5,055					11	8,011	8,011
9月6日	2,945	4,055		3,000			11	10,011	10,011
10月10日	2,945	1,375		3,000	300	1,380	11	9,011	7,631
11月7日	2,945	2,555		3,000			11	8,511	8,511
12月6日	2,945	1,055		3,000			11	7,011	7,011
1月10日	2,945	1,055		3,000			11	7,011	7,011
2月10日	3,255			3,000			11	6,266	6,266
合 計	28,985	23,410			18,000	600	2,760	99	73,854

- \* 本校に複数の生徒が在籍する場合、手数料は「生徒一人につき1回11円」です。
- \* 給食費は一部の月を除き、年間予定食数に基づいた定額で徴収します。  
行事変更等による過不足は原則として最終月に調整します。
- \* 欠食については、欠食初日の3日前（学校の休業日を除く）までにご連絡いただき、  
合計4日分以上の欠食を行える場合に手続きを行います。  
原則として学校からのお声がけはしませんのでご承知ください。
- \* 生徒会費は、5月と10月に半期分をまとめて集金します。
- \* 教材費等は調整月に過不足を調整します。
- \* 各項目で生じた金額の過不足につきましては、項目間で調整を行う場合があります。
- \* 集金額に変更がある場合は、学年通信・ホームページなどでお知らせいたします。
- \* PTA会費は、本校在籍生徒のうち一番上の生徒（長子）から、5月と10月に  
半期分をまとめて集金します。  
なお、PTA会費については、PTA会長様からの依頼を受け、学校納付金とともに  
集金させていただいております。

### 【修学旅行積立金について】

修学旅行積立金につきましては、来年度、旅行会社の集金代行サービスを利用し  
ご家庭から旅行会社へ直接納入を行っていただく予定です。  
金額は60,000円程度を予定しております。

令和7年2月6日

2年生 保護者各位

**※合唱コンクールの日に給食がありましたので、2月の給食費を1食分増やしました。今までの個人的な増食や欠食についても調整してあります。**

大口町立大口中学校  
校長 大前 健二  
2年主任 石山 雄太

令和6年度 学校納付金について (2年生)

大口町内の小中学校では、給食費・教材費等の学校納付金は保護者(又は生徒)名義の口座から必要な金額を引き落とし、学校の口座へ振り替えることにより集金する方法(口座振替制度)で行っています。

つきましては、本年度の集金を下記のとおり計画しましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 口座振替の趣旨

- \* 集金日に生徒が多額の現金を持ち運ぶことによる危険を避ける。
- \* 集金事務の簡素化及び合理化を図る。

#### 2. 口座振替の方法

保護者(又は生徒)の口座(通帳)から学校納付金を引き落とし、学校の口座へ振り替えることにより集金します。前日までに残額をご確認ください。

#### 3. 取扱金融機関

愛知北農業共同組合(JA愛知北)の本・支店  
(特にお申し出がない限り、前年度の口座を引き続き使用します)

#### 4. 学校納付金の項目

##### (1) 給食費

年 額 155 円 × 182 食 = 28,210 円

##### (2) 教材費等・・・補助教材、実習費等に要する費用

年 額 16,910 円

##### (3) 修学旅行積立金・・・3年時の修学旅行に要する費用の積立金

2年生で積み立てる額 62,000円

※ 旅行業者の集金代行サービスを利用するため、学校からは振替を行いません。

##### (4) 生徒会費・・・生徒会活動に要する費用で、生徒会規約の定めによる

年 額 50 円 × 12 月 = 600 円

##### (5) PTA会費・・・PTA活動に要する費用で、PTA規約の定めによる

年 額 230 円 × 12 月 = 2,760 円 (1世帯につき)

##### (6) 振替手数料・・・振替1件につき 11 円

#### 5. 口座振替後について

振り替えができなかった場合は、その月分のみ現金集金となります。生徒を通じて集金袋をお渡しいたします。現金もしくは振り込みにて納入してください。

現金の場合は、紛失等を防ぐために、原則、保護者の方が学校に持参し納入ください。

## 【2年生 年間集金計画】

集金日 (振替日)	集金(振替)金額の内訳							合 計	
	給食費	教材費等	修学旅行	自然教室	生徒会費	PTA会費	手数料	長 子	長子以外
5月13日	5,115	3,205	※旅行会社の集金代行サービス をご利用します。 下の「修学旅行積立金について」 をご参照ください。		300	1,380	11	10,011	8,631
6月10日	2,945	4,055					11	7,011	7,011
7月5日	2,945	4,055					11	7,011	7,011
9月6日	2,945	1,055					11	4,011	4,011
10月10日	2,945	1,375			300	1,380	11	6,011	4,631
11月7日	2,945	1,055					11	4,011	4,011
12月6日	2,945	1,055					11	4,011	4,011
1月10日	2,945	1,055					11	4,011	4,011
2月10日	2,480						11	2,491	2,491
合 計	28,210	16,910			0	600	2,760	99	48,579

- \* 本校に複数の生徒が在籍する場合、手数料は「生徒一人につき1回11円」です。
- \* 給食費は一部の月を除き、年間予定食数に基づいた定額で徴収します。  
行事変更等による過不足は原則として最終月に調整します。
- \* 欠食については、欠食初日の3日前(学校の休業日を除く)までにご連絡いただき、  
合計4日分以上の欠食を行える場合に手続きを行います。  
原則として学校からのお声がけはしませんのでご承知ください。
- \* 生徒会費は、5月と10月に半期分をまとめて集金します。
- \* 教材費等は調整月に過不足を調整します。
- \* 各項目で生じた金額の過不足につきましては、項目間で調整を行う場合があります。
- \* 集金額に変更がある場合は、学年通信・ホームページなどでお知らせいたします。
- \* PTA会費は、本校在籍生徒のうち一番上の生徒(長子)から、5月と10月に  
半期分をまとめて集金します。  
なお、PTA会費については、PTA会長様からの依頼を受け、学校納付金とともに  
集金させていただいております。

### 【修学旅行積立金について】

2年生分の修学旅行積立金につきましては、旅行会社の集金代行サービスを利用し、ご家庭から旅行会社へ直接納入を行っていただく形を取らせていただきます。  
詳細につきましては本日の学年懇談会でご説明いたします。

令和7年2月6日

3年生保護者各位

**※合唱コンクールの日に給食がりましたが、2月の校外学習予備日の給食がなくなりましたので2月の給食費は変更なしです。今までの個人的な増食や欠食については調整してあります。**

大口町立大口中学校  
校長 大前 健二  
3年主任 竹 森 清 志

令和6年度 学校納付金について (3年生)

大口町内の小中学校では、給食費・教材費等の学校納付金は保護者(又は生徒)名義の口座から必要な金額を引き落とし、学校の口座へ振り替えることにより集金する方法(口座振替制度)で行っています。

つきましては、本年度の集金を下記のとおり計画しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 口座振替の趣旨

- \* 集金日に生徒が多額の現金を持ち運ぶことによる危険を避ける。
- \* 集金事務の簡素化及び合理化を図る。

#### 2. 口座振替の方法

保護者(又は生徒)の口座(通帳)から学校納付金を引き落とし、学校の口座へ振り替えることにより集金します。前日までに残額をご確認ください。

#### 3. 取扱金融機関

愛知北農業共同組合(JA愛知北)の本・支店  
(特にお申し出がない限り、前年度の口座を引き続き使用します)

#### 4. 学校納付金の項目

##### (1) 給食費

年 額 155 円 × 169 食 = 26,195 円

##### (2) 教材費等・・・補助教材、実習費、アルバム代等に要する費用

年 額 29,530円

##### (3) 生徒会費・・・生徒会活動に要する費用で、生徒会規約の定めによる

年 額 50 円 × 12 月 = 600 円

##### (4) P T A会費・・・P T A活動に要する費用で、P T A規約の定めによる

年 額 230 円 × 12 月 = 2,760 円 (1世帯につき)

##### (5) 振替手数料・・・振替1件につき 11 円

#### 5. 口座振替後について

振り替えができなかった場合は、その月分のみ現金集金となります。生徒を通じて集金袋をお渡しいたします。現金もしくは振り込みにて納入してください。

現金の場合は、紛失等を防ぐために、原則、保護者の方が学校に持参し納入ください。

【3年生 年間集金計画】

集金日 (振替日)	集金(振替)金額の内訳						合計	
	給食費	教材費等	(校外学習費)	生徒会費	PTA会費	手数料	長子	長子以外
5月13日	4,340	4,205		300	1,380	11	10,236	8,856
6月10日	2,945	7,055				11	10,011	10,011
7月5日	2,945	5,055				11	8,011	8,011
9月6日	2,945	5,055				11	8,011	8,011
10月10日	2,945	375	別途集金	300	1,380	11	5,011	3,631
11月7日	2,945	2,055	別途集金			11	5,011	5,011
12月6日	2,945	2,555	別途集金			11	5,511	5,511
1月10日	2,945	3,175				11	6,131	6,131
2月10日	1,240					11	1,251	1,251
合計	26,195	29,530		600	2,760	99	59,184	56,424

- \* 本校に複数の生徒が在籍する場合、手数料は「生徒一人につき1回11円」です。
  - \* 給食費は一部の月を除き、年間予定食数に基づいた定額で徴収します。  
行事変更等による過不足は原則として最終月に調整します。
  - \* 欠食については、欠食初日の3日前(学校の休業日を除く)までにご連絡いただき、  
合計4日以上欠食を行える場合に手続きを行います。  
原則として学校からのお声かけはしませんのでご承知ください。
  - \* 生徒会費は、5月と10月に半期分をまとめて集金します。
  - \* 教材費等は調整月に過不足を調整します。
  - \* 各項目で生じた金額の過不足につきましては、項目間で調整を行う場合があります。
  - \* 集金額に変更がある場合は、学年通信・ホームページなどでお知らせいたします。
  - \* PTA会費は、本校在籍生徒のうち一番上の生徒(長子)から、5月と10月に  
半期分をまとめて集金します。  
なお、PTA会費については、PTA会長様からの依頼を受け、学校納付金とともに  
集金させていただいております。
- \* 校外学習費につきましては、別途集金させていただきます。